

廃 規 第 7 1 4 号  
令 和 6 年 8 月 7 日

一般社団法人茨城県産業資源循環協会  
会長 古矢 満 殿

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課長 片岡 唯明



不適正保管産業廃棄物撤去等業務にかかる入札公告について（依頼）

日頃より、本県の廃棄物行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県では、標記事案について、令和5年3月22日付けで、行為者に対し、当該産業廃棄物を撤去し、処分するよう措置命令を発出しましたが、期限までに全量撤去されなかったことから、今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の8第1項に基づき、事案地内の産業廃棄物の撤去・処分を行う行政代執行を実施することとしました。

つきましては、令和6年8月7日付で入札公告を「入札情報サービスシステム」に掲載しましたので、貴会員あて周知くださいますようお願いいたします。

【入札情報サービスシステム URL】

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/KK000ShowAction>